

個人番号カードの交付に関する注意事項



マイナンバー

15歳未満および被成年後見人の方について

15歳未満および被成年後見人の方は、法定代理人により交付申請していただく必要があります。また、お受け取りの際は、その法定代理人が同行してください。

交付の際の本人確認の書類について

個人番号カードの交付を受ける際は、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書」(お知らせはがき)のほかに、個人番号の確認を行うための「通知カード」と、「本人確認を行うための書類」(住基カード(写真付)、運転免許証、旅券等)が必要となります。また、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により本人の出頭が困難な場合は、代理人が交付を受けることが可能ですが、その際は、「代理権の確認書類」、「代理人の本人(実存)確認書類」および「本人の出頭が困難であることを証する書類」も必要となります。

個人番号カードに設定する暗証番号について

個人番号カードの交付の際、最大4種類の暗証番号を設定していただく必要があります。
※暗証番号は、お越しになる前にあらかじめ考えておいてください。
交付窓口での混乱を避けるため、暗証番号を決めてある方から優先して交付窓口にご案内させていただきま
す。また、法定代理人以外の代理人に受け取りを委任する場合は、申請者本人があらかじめ考えた暗証番号を役
場職員が設定入力します。

公的個人認証サービスによる電子証明書について

署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方については、住民基本台帳カードにおける取り扱いと同様に原則として発行しません。また、利用者証明用電子証明書を15歳未満の方に発行する際は、法定代理人により暗証番号を設定していただくことになります。

個人番号について

個人番号は、原則、生涯を通じて一つの番号を使い続けていただき、自由に変更することはできません。ただし、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、本人の申請または市町村長の職権により変更することができます。



マイナンバー

通知カード・個人番号カード・マイナンバー制度の詳細はこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

公式サイト

個人番号カード総合サイト

検索

HP <https://www.kojinbango-card.go.jp>

障害関係の手続きに個人番号(マイナンバー)が必要になりました

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、1月1日から各種障害関係の手続きに今までの必要書類等に加え、マイナンバーが必要になりました。

手続きの際には、**①**個人番号カード**②**個人番号の通知カード**③**マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれかを必ずご持参ください。また本人確認もさせていただくため、**②③**をご持参の方は身分証明書(身体障害者手帳、免許証等)も併せてお持ちください。

マイナンバーの記載が必要な手続き

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)・補装具費の支給・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

新規認定(交付)・更新・変更など手続きする内容にかかわらず、すべてマイナンバーが必要となります。

なお、手続きによってはご本人以外(配偶者、保護者、世帯員、自立支援医療の場合は同じ健康保険に加入している方)のマイナンバーが必要となります。事前にご確認のうえ、お越しください。

問合せ先 役場 民生課 内線169・232